

## 英米の政治・経済 A (2003.4.14)

### 2. 大統領とアメリカ政治

#### 1. ブッシュ大統領誕生まで

2000年の大統領選挙はジョージ・W・ブッシュ・テキサス州知事(共和党)とアル・ゴア不大統領(民主党)の間で争われた。

アメリカの大統領選挙は、直接選挙と呼ばれるが正確には大統領選挙人を選ぶ選挙であり(ただし投票用紙には大統領・副大統領候補の名前しか載っていない場合が多い)、各州で1位になった選挙人候補がその州に割り当てられた定数(=各州選出の連邦議会の上院・下院議員の人数、ワシントンDCは選挙人3人)を独占する(勝者独占方式 winner-take-all)。大統領選挙人選挙は11月の第一火曜日に行なわれるが、各政党は春から予備選挙を行なって候補者を選び、最終的に7月または8月の全国党大会で各党の候補者を決定する。

#### <ブッシュ候補とゴア候補の政策の違い>

まず教育政策では、ブッシュは全国テストの結果で各校への補助金の増減を決めるほか、「チャータースクール」と呼ばれる、民間設立の公立学校の推進など競争原理の導入を強調したのに対して、ゴアは、公立学校の学級規模の縮小や教員増を訴えた。

減税政策では、ブッシュは5年間で4830億ドルの大型所得税減税案を公表したが、ゴアは一律減税には反対し、財政黒字分は福祉・社会保障費に回すべきだとした。

外交政策では、ゴアは核実験全面禁止条約(CTBT)推進派だが、ブッシュは反対している他、国際刑事司法裁判所条約でもゴアが調印派で、ブッシュが反対派である。クリントン・ゴア政権がアジア政策に関しては中国を重視していたのに対して、ブッシュは日本・韓国などの同盟国重視主義で、台湾に関しても協力的である。

銃規制については、ブッシュは、テキサス州知事時代、全米ライフル協会に近い立場で、厳格な重規制に反対していたが、ゴアは徹底した銃規制を主張した。

妊娠中絶問題では、ゴアは女性の権利として容認する立場であるのに対して、ブッシュは党内のキリスト教保守派の意見を反映して、レイプや近親相姦、母体が危険な場合など限られたケースを除いて反対する立場をとっている。

環境政策では、ゴアは連邦議会議員時代から環境立法に積極的だったのに対して、ブッシュは産業界・企業優先で、京都議定書には反対の立場であり、テキサス州知事も環境問題に積極的に取りくまなかったとしてゴアから批判されていた。

このようにそれぞれの党のスタンスを反映して対照的な二人だが、ブッシュも「思いやりのある保守主義」をキャッチフレーズにして、低所得地域への住宅費補助制度などを発表していたほか、マイノリティであるヒスパニック層の支持も集めていた。一方、ゴアはクリントン政権時代は、母子家庭にとっては大幅な福祉援助削減となった「1996年福祉改革法」に賛成しており、二人ともそれぞれの支持基盤である、保守、リベラルだけでなく、**中道層**にアピールしようとしていた。

#### <選挙の結果>

11月7日にアメリカの三大ネットワークはいったんはゴア当選と報道、その後、ブッシュ当選と報道し、さらには「僅差で不明」と報道せざるを得なくなった。

ブッシュのフロリダ州におけるリードは1784票、フロリダ州法の規定で再集計が行なわれた。民主党のゴア陣営が手作業による投票の再集計を求めたのに対して、一回目の集計でリードしていた共和党のブッシュ陣営は手作業による再集計の禁止を求める訴訟を起こした。

11月21日、フロリダ州最高裁は11月26日を締切として再集計を行なうことを認めたが、連邦最高裁は12月4日、このフロリダ州最高裁の判決を破棄し、集計期限延長の法的根拠を明確に示すように求めた(*Bush v. Palm Beach Canvassing Board*, 531 U.S. 70)。

12月9日、フロリダ州最高裁は再び再集計を命じる判決を出したが、同日、連邦最高裁は五対四で「手作業による再集計は憲法上の危機を招く」として再集計の中止を命じる判決を出した(*Bush v. Gore*, 531 U.S. 1046)。

12月12日、連邦最高裁は、「大統領選出人選出の最終期限である12月12日までに合憲的な統

「基準を新たに樹立して、投票を再集計することは不可能である」として、フロリダ州最高裁判決を退けた。

翌 13 日にゴア候補が敗北を認めて、選挙が確定した。

最終結果は、

候補者	得票数	得票率	勝利した州の数	獲得選挙人数
ゴア (民主党)	50,996,116	48%	21	266
ブッシュ (共和党)	50,456,169	48%	30	271
その他	3,874,040	4%	0	0

このように大統領選挙に決着をつけたのが、連邦最高裁判所である点が、アメリカの三権分立の徹底ぶりをよく示しているが、民主党寄りの判事が多い、フロリダ最高裁が「再集計」を認め、共和党寄りの判事が多い、連邦最高裁が最終的に「集計期限切れ」を宣言して、ブッシュ当選を認めたのは、あまりにも政治的な判決であるという批判も強かった。

このように一般投票数では「敗者」でありながら当選したブッシュ大統領は成立時からその正当性を疑われたが、彼がリーダーシップを発揮し、支持率を高めたのが、2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件であった。

## 2. 戦時の大統領、平時の大統領

合衆国憲法では、大統領は

**国家元首** - イギリスではエリザベス女王、フランスではシラク大統領、日本では天皇？

**行政首長** - イギリスではブレア首相、フランスではラファラン首相、日本で小泉首相

**軍最高司令官** - 行政のトップが軍の最高司令官となる仕組みを文民統制 civilian control という。軍人(「制服組」)のトップは、アメリカでは統合参謀本部議長という。

**外交責任者** - 外国政府の承認、上院の助言と同意に基づく条約の締結、大使の任命など。大統領の補佐機関である国家安全保障会議、国務省、国防総省などが中心になって対外策・安全保障政策を立案する。

**立法指導者** - 大統領は「一般教書演説 State of the Union Message」で、議会召集時に施政方針演説を行なう。

連邦議会

### 第 108 議会 (2003-2004) 指導部

< 下院 > The House of Representatives 共和党 Republican Party (GOP) 229 議席 議長 (The Speaker) J. Dennis Hastert (イリノイ州選出) 多数党院内総務 (Majority Leader) Tom D. DeLay (テキサス州選出) 多数党院内幹事 (Majority Whip) Roy Blunt (ミズーリ州選出)	民主党 Democratic Party 205 議席 無党派 1 議席  少数党院内総務 (Minority Leader) Nancy Pelosi (カリフォルニア州選出) 少数党院内幹事 (Minority Whip) Steny Hoyer (メリーランド州選出)
< 上院 > The Senate 共和党 51 議席 議長 (The President of the Senate) Dick Cheney (副大統領、ワイオミング州出身) 臨時議長 (President Pro Tempore) Ted Stevens (アラスカ州選出) 多数党院内総務 (Majority Leader) Bill Frist (テネシー州選出) 多数党院内幹事 (Majority Whip) Mitch McConnell (オクラホマ州選出)	民主党 48 議席、無党派 1 議席  少数党院内総務 (Minority Leader) Tom A. Daschle (サウス・ダコタ州選出) 少数党院内幹事 (Minority Whip) Harry Reid (ネバダ州選出)

連邦議会は、上に見るように現在は、上下両院ともに共和党が多数党で、大統領も共和党なので、

大統領と議会の政策が一致しやすい (unified government = 統一政府)

クリントン政権では、クリントンが民主党であるのに対して、議会は共和党が多数を占め、大統領の方針に逆らった法案が提出されるなど、大統領と議会の衝突が多かった (Divided Government 分割政府)

大統領が議会の法案が問題があると判断した場合、拒否権を発動することができる。

議会が大統領の承認を得られるように法案を修正し、再度議会で可決するか、それぞれの議院で出席議員の3分の2の多数で再可決すれば、大統領の署名なしで成立する (override)

クリントンの場合と違って、ブッシュが強力なリーダーシップを発揮できる一つの背景は、議会も共和党多数であることである。

#### 日本の国会との違いは？

まず日本やイギリスは議院内閣制で、議会内の多数党が内閣（行政府）を組織するので、多数党の党首が首相となるのが普通である。従って、アメリカのような大統領と議会多数党の政党が異なるという事態は生じない。

アメリカは議員立法が中心であるが、日本は政府提出法案（官僚が作成する）が中心である。日本では党議拘束が厳しく、各議員が政党の方針に逆らった投票を議会で行うことは難しいのに対して、アメリカでは、党議拘束はゆるく、議員は自分の判断で、たとえば民主党の議員が共和党の法案に賛成することは珍しくない。

#### <戦争開始をめぐる大統領と議会>

合衆国憲法では、まず連邦議会が宣戦布告をし、それを受けた大統領が国軍の最高司令官として指揮をとる手続きになっていたが、実際には、例えば1950年にトルーマン大統領は連邦議会による宣戦布告を得ないままに合衆国軍隊を朝鮮半島での戦闘に派遣した。1958年にはアイゼンハワー大統領が連邦議会の同意を得ずに中東に軍隊を派遣し、1962年にはケネディ大統領が東南アジアに軍事顧問団を派遣、1965年から68年にかけてジョンソン大統領はインドシナ半島への派兵を増強し、ドミニカにも派兵した。

ベトナム戦争の反省から1973年には戦争権限法が制定され、大統領が議会の個別的な同意なしで合衆国軍を派遣する権限は制約されることとなったが、レーガン大統領は世論調査での高い支持率を背景にしばしば戦争権限法を拡大解釈し、また1980年代以降の国際テロリズムの活発化は、大統領や議会リーダーに大統領に広範な権限を与えることへの支持が強まる結果となった。

戦争権限法では、大統領は軍隊を派遣する前に議会に相談しなければならず、また実際に派遣された場合、48時間内に議会に報告し、60日以内に宣戦布告するか、あるいは60日の期限延長をしなければ派遣された部隊を撤収しなければならない、ことになった。

しかし1990年代以降でもブッシュ元大統領の湾岸戦争、クリントン大統領のソマリアやボスニア派兵、いずれにも戦争権限法にのっとらずに行なわれ、また同時多発テロ後は、議会が「9月11日のテロ行為に関与した国家、組織、人物に対して、全て必要な武力を行使することを認める」と決議したので、大統領は「国家非常事態宣言」をして、その流れでアフガニスタンを攻撃した。現在の対イラク戦争では、サダム・フセインの国外退去の期限とした3月20日に、ブッシュ大統領が議会に攻撃の同意を求める書簡を送る形で開戦された。

戦争権限法にのっとった形では、瞬時の対応を求められる現在の戦争に向かない面はあるが、有名無実化しているために、憲法で想定しているような、戦争に対する民主的コントロールを働かせることができなくなっている。

### 3 . クリントン大統領とブッシュ大統領 - 何が変わったのか? -

共和党と民主党の特徴を簡単に比較すると、共和党は大企業や高額所得者の利益を中心に考えて、支持層は高所得・高学歴の白人層が中心で、政府は社会福祉支出を抑える代わりに、減税するような「小さな政府」であるべきだと考えている。市場競争を重視し、マイノリティを優遇するようなアフターマティブ・アクションには消極的である。自己責任を強調する立場だといえよう。

それに対して民主党は伝統的に、労働組合や、ユダヤ系、黒人などのマイノリティ層、都市の中下層所得層を主な支持基盤とし、貧困問題や社会問題に取り組むのは政府の仕事という立場であり、政府は積極的に社会福祉や雇用創出のために予算を割くべきだと考えており、所得税は累進課税であるべきとする立場である。アフーマティブ・アクションにも積極的である。

この点からすると、

#### <クリントンの福祉改革>

背景 AFDC(要扶養児童世帯補助金)受給者が89-94年の5年間で29%増加、70-93年では68%増加。結婚経験の全くない女性受給者 76-92年 4倍に増加(AFDC受給者の約50%)。特に10代母親の受給が長期化。

#### 1996年「個人責任・就労機会調停法」

AFDCを廃止し、TANF(貧困家庭一時扶助)に切り替えた。上限付のブロックグラントに。補助金を受けた成人は2年以内に就労することが義務化。

この法案は従来の民主党の路線を大きく修正し、共和党の路線に近づくものだった。

また外交面でも1994年の包括通商法スーパー301条(「不公正貿易慣行」の国へ制裁措置をとる)を復活させたり、ケニアとタンザニアでの米大使館テロに対する報復として、スーダン、アフガニスタンを空爆したり、国連査察を拒否したイラクを空爆するなど、共和党政権と変わらない単独主義的な行動もとっていたが、包括的核実験停止条約や京都議定書、国際刑事司法裁判所条約は積極的に推進しようとする国際協調路線をとっていた(これらの条約はブッシュ政権で全て否定された)。

クリントンが従来の民主党的政治から大きく変化した要因は、

有権者の保守化

共和党多数議会との駆け引き

財政再建が至上命題だったこと

国際テロリズムのターゲットとなった以上、理想主義的外交だけでは対応できないことなどが挙げられるだろう

「単独行動主義 unilateralism」的姿勢をあからさまにしているブッシュ政権と比べると、クリントン政権の姿勢のほうが国際協調主義であったと思われるが、アメリカ政治の基調として単独主義的傾向があるのは否定できず、ブッシュとクリントンの差を強調しすぎることは正しくないだろう。

#### 4. 首相と大統領、どちらが better か？

上で述べたように、アメリカ大統領制の方が、日本の議院内閣制よりも行政府と議会間で緊張関係が含まれている仕組みであるといえる(近年の日本でいえば、長野県や徳島県で、知事の不信任決議が可決されたのが似たような状況ともいえる)。小泉首相が登場したとき、その圧倒的な世論の支持を背景に「首相公選論」が再燃した。国民に対する公約を実現する制度として、大統領制(あるいは行政府の長の直接公選)が議院内閣制より優れているとは一概に言えないだろう。日本の首相とアメリカの大統領のリーダーシップの違いはどこから生じてくるのか？今回取り上げた、大統領制と議院内閣制の違いのほかに、政党のあり方の違い、国民の政治に対する考えた方の違いなど様々な要素を考慮して、比較検討してほしい。

[安岡ホームページ・トップへ](#)